

行政不作為についての審査請求書

根拠とする法: 日本国憲法第 15 条、刑事訴訟法第 239 条

第 2 項、刑法第 193 条 公務員職権濫用罪

行政不服審査法第 1 条第 1 項、同 19 条第 3 項

国家公務員法及び地方公務員法 全般

不作為行政庁の長 (庁の長の名前) 殿

審査請求年月日:()年()月()日
審査請求者:(代表者又は名称又は代理人氏名)印
住所居所連絡先:()

審査請求の当事者適格のある私(代表者又は名称又は代理人氏名)が、過日(2021 年 月 日)に貴殿 不作為の庁(以下、該当庁)に提出し受理されかつ処分または保留または回答不作為とされた、本書添付の参考法令書類写しに記された蓋然性の高い証拠資料によって、該当庁で担当した国家公務員または地方公務員である職員とその上司は【特異な自然災害である新型コロナウィルスとその感染症が存在していない(不存在の)科学的証拠と事実を職務上知りえて認知した】ので、受理担当した職員及びその上司は【不存在が証明された特異の自然災害に対しての政策を行う事は行政の遂行上全く合理性と必要性が無くかつ違法で、"特異な新型コロナウィルスは存在すると私的に信じる一部の国民"に対してのみの奉仕者となればその公務員は日本国憲法第 15 条に對して重大な憲法違反を犯している。】

【さらに職務上新型コロナウィルスが不存在である事実を知りえ認知をしていながら、引き続き不存在の新型コロナウィルスの感染症対策を行うといった不正な職務を遂行しかつ不正事実を該当庁の長に報告すべき公務員としての職務を不作為とした】が、担当した職員とその上司は現時点で刑事訴訟法第 239 条第 2 項【職務上犯罪思料した時の告発義務】に基づき不存在の新型コロナウィルスに対する不正行政中止の提起や不正を庁内部告発する職務上の義

務を負っている。かつ不正を知りながら黙認し公正中立な職務を遂行しなかつた刑法第193条公務員職権濫用罪に該当する十分な犯罪の疑いがある。なお、受理担当した職員やその上司が職務上不正行為を内部告発する義務を負っている事実を審査請求者の私は郵便書留によって、該当庁に過日書類提出し受理された訴訟法上の公的証拠レシートを以て保管し証明できる立場にある。

よって憲法第15条の憲法違反、刑事訴訟法第239条第2項の【職務上犯罪思料した時の告発義務】の発生事実と認知、刑法第193条公務員職権濫用罪の疑い、国家公務員法又は地方公務員法全般にわたる職務違反を認知したので、行政不服審査法第1条第1項、同19条第3項によって行政庁の違法を不服申し立てする

本不服申し立てを受理した不作為の庁の長は、受理担当した職員及びその上司に対し、自己の該当庁の不正職務の内部告発及び刑事告発という職務上の義務を果たすよう命じるとともに、

行政不服審査法第1条第1項に照らし極めて重大かつ違憲で違法、公共の福祉を害し社会全体の利益を追求する上でも緊急を要する事案であるから、本請求書年月日から起算し20日以内に、請求者である私に対するなんらかの行為をすべきことを不作為庁(自己庁)にある担当した職員とその上司に命ずるとともに、裁決で、その旨を適法に宣言することを不作為の行政庁の長に強く要求する。

総括

自然災害の根源とされた新型コロナウィルスは不存在(存在しない)科学的事実を行政職員が過日私が提出した法令文書の申出によって職務上知りえ認知し、日本国憲法上と刑事訴訟法上、さらには行政法上も【不存在災害に対する不正行政と不正職務を継続中という違憲違法事実とその証明がされている】ので当該不作為庁の長は速やかに【不存在の特異な自然災害である新型コロナウィルス感染症対策の全ての職務を中止させる命令を自己庁に対し行わなければならない。

また、不存在の新型コロナのデマ、捏造報道、失政による経済的健康的被害や人権侵害を速やかに原状復旧させる政策を急ぐことを特に強く求める事を申し添える。さらに重ねてこれらを不作為とすると庁の長を刑法第193条公務員職権濫用罪にて地方検察庁特捜部に特別刑事告訴を即刻行うものとする。

行政不作為についての審査請求書

根拠とする法: 日本国憲法第 15 条、刑事訴訟法第 239 条

第 2 項、刑法第 193 条 公務員職権濫用罪

行政不服審査法第 1 条第 1 項、同 19 条第 3 項

国家公務員法及び地方公務員法 全般

不作為行政庁の長 () 殿

審査請求年月日:() 年() 月() 日
審査請求者:() 印
住所居所連絡先:()

審査請求の当事者適格のある私()が、過日(2021 年 月 日)に貴殿 不作為の庁(以下、該当庁)に提出し受理されかつ処分または保留または回答不作為とされた、本書添付の参考法令書類写しに記された蓋然性の高い証拠資料によって、該当庁で担当した国家公務員または地方公務員である職員とその上司は【特異な自然災害である新型コロナウィルスとその感染症が存在していない(不存在の)科学的証拠と事実を職務上知りえて認知した】ので、受理担当した職員及びその上司は【不存在が証明された特異の自然災害に対しての政策を行う事は行政の遂行上全く合理性と必要性が無くかつ違法で、"特異な新型コロナウィルスは存在すると私的に信じる一部の国民"に対してのみの奉仕者となればその公務員は日本国憲法第 15 条に對して重大な憲法違反を犯している。】

【さらに職務上新型コロナウィルスが不存在である事実を知りえ認知をしていながら、引き続き不存在の新型コロナウィルスの感染症対策を行うといった不正な職務を遂行しかつ不正事実を該当庁の長に報告すべき公務員としての職務を不作為とした】が、担当した職員とその上司は現時点で刑事訴訟法第 239 条第 2 項【職務上犯罪思料した時の告発義務】に基づき不存在の新型コロナウィルスに対する不正行政中止の提起や不正を庁内部告発する職務上の義

務を負っている。かつ不正を知りながら黙認し公正中立な職務を遂行しなかつた刑法第193条公務員職権濫用罪に該当する十分な犯罪の疑いがある。なお、受理担当した職員やその上司が職務上不正行為を内部告発する義務を負っている事実を審査請求者の私は郵便書留によって、該当庁に過日書類提出し受理された訴訟法上の公的証拠レシートを以て保管し証明できる立場にある。

よって憲法第15条の憲法違反、刑事訴訟法第239条第2項の【職務上犯罪思料した時の告発義務】の発生事実と認知、刑法第193条公務員職権濫用罪の疑い、国家公務員法又は地方公務員法全般にわたる職務違反を認知したので、行政不服審査法第1条第1項、同19条第3項によって行政庁の違法を不服申し立てする

本不服申し立てを受理した不作為の庁の長は、受理担当した職員及びその上司に対し、自己の該当庁の不正職務の内部告発及び刑事告発という職務上の義務を果たすよう命じるとともに、

行政不服審査法第1条第1項に照らし極めて重大かつ違憲で違法、公共の福祉を害し社会全体の利益を追求する上でも緊急を要する事案であるから、本請求書年月日から起算し20日以内に、請求者である私に対するなんらかの行為をすべきことを不作為庁(自己庁)にある担当した職員とその上司に命ずるとともに、裁決で、その旨を適法に宣言することを不作為の行政庁の長に強く要求する。

総括

自然災害の根源とされた新型コロナウィルスは不存在(存在しない)科学的事実を行政職員が過日私が提出した法令文書の申出によって職務上知りえ認知し、日本国憲法上と刑事訴訟法上、さらには行政法上も【不存在災害に対する不正行政と不正職務を継続中という違憲違法事実とその証明がされている】ので当該不作為庁の長は速やかに【不存在の特異な自然災害である新型コロナウィルス感染症対策の全ての職務を中止させる命令を自己庁に対し行わなければならない。

また、不存在の新型コロナのデマ、捏造報道、失政による経済的健康的被害や人権侵害を速やかに原状復旧させる政策を急ぐことを特に強く求める事を申し添える。さらに重ねてこれらを不作為とすると庁の長を刑法第193条公務員職権濫用罪にて地方検察庁特捜部に特別刑事告訴を即刻行うものとする。